

太田市立北の杜学園 いじめ防止基本方針

I 策定

本校は、文科省のいじめ防止基本方針及び群馬県いじめ防止基本方針、太田市いじめ防止基本方針を参照し、本校の実態をもとに、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を「太田市立北の杜学園 いじめ防止基本方針」として以下に定める。

II 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、本校では、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

III いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする

IV 学校の基本方針

1 いじめは一人一人の問題。子どもにとって安心、安全な学校をみんなでつくる。

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という共通認識をもつ。全ての児童生徒が楽しく学び、安心して様々な活動に取り組むことができるようとする。

2 いじめをしない、させない、許さない。いじめの防止の大切さが分かる子どもを育てる。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されざる行為であるということについて、全ての児童生徒が十分に理解できるようにする。

3 いじめられた子どもを何が何でも守り抜く。そのために関係する大人の英知を結集する。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、そのことを認識しつつ、学校、市、地域住民、家庭その他関係機関を連携し、いじめの問題を克服する。

V いじめ防止の取組

〈未然防止への取組〉

【基本姿勢】

全ての児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級づくり、集団づくりを行う。

加えて、お互いを認め合える人間関係・学校風土・学級風土をつくる。そのためにいじめを起こさせない児童生徒の自主的、主体的な取組を支援する。

1. 授業改善に関する取組

(1) 「学び合い」のある授業

- ・ペア学習、グループ学習などによる「学び合い」により、児童生徒が自らの考えを広げたり、深めたりしながら確かな学力を身に付けられるようにする。
- ・課題を工夫することで、児童生徒一人ひとりが自分の意見を持てるようにし、互いの考え方を認め合える態度を育てる。

(2) 「心を育てる」授業

- ・道徳教育や体験（的）活動を重視した授業を行うことで、互いを信頼したり協力したりすることができる態度を育てる。

(3) 「規律ある」授業

- ・開始時刻着席、発表の仕方、話の聞き方、授業開始時終了時のあいさつなど学習の基本的姿勢や態度を全学級で育てる。

(4) 「見せ合う」授業

- ・教職員が互いに授業を見せ合うことで、「わかる」「楽しい」授業づくりを目指す。

2. 児童生徒の集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

(1) 学級経営・学年経営の充実 ←学級・学年経営案のこと

- ・1年間の見通しをもった学級経営を計画的に行う
- ・9年間の見通しをもった学年経営を計画的に行う

(2) 社会体験や交流体験を計画的に行う

- ・異年齢間の活動である「たてわり活動」をとおし、
人との協力関係や関わる力を身につけさせるようにしていく。

3. いじめに関する学習に関する取組

(いじめについての基本的な理解に関する学習)

- ・各学年の発達段階に応じたいじめを題材として（学活や道徳など）取り上げ、未然防止や解決の方法などについて話し合い、学級全体としてはどうすればよいか、個人としては何をすべきかなど具体的な取り組みを明確にし、実践できるようにする。
- ・S C、S S Wを活用し、エンカウンターやソーシャルスキルなどを実践し、加害者・被害者の気持ちを理解させた上で、いじめについて考えさせる。

4. いじめをなくすための児童生徒会の取組

- ・あいさつ運動
- ・児童、生徒集会
- ・いじめ撲滅宣言（仮称）
- ・いじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止こども会議に参加

児童生徒会役員が標記の会議に主席し、そこでの様子や内容を全校児童生徒に伝え、いじめ防止に対する意識を高める。

5. 保護者や地域に対する啓発の取組

(いじめについて、学校と保護者、地域の共通理解)

- ・学校から配付される通信やホームページ等を通していじめに関する学校の取組を丁寧に伝えていく。
- ・学年・学級懇談会や学校評価、地区の公開ケースなどを活用して保護者や地域の考えを受け取ることで、学校・保護者・地域がいじめについて共通理解を図るようにし、子どもたちへの支援をさらに充実させていく。

〈早期発見の取組〉

【基本姿勢】

いじめは、大人が気付きにくく、いじめと判断しにくい場合も多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持つ姿勢が大切である。

早期発見のために日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。また、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらに、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

6. 児童生徒の些細な変化に気づく取組

- ・担任による朝の健康観察や、全教職員による休み時間などの実態観察をし、気になる場合は担任及び生徒指導担当、管理職に相談する。
- ・担任による家庭学習などのノート指導や日記指導をする中で、児童の変化を注意深く読み取ったり、記述の変化に細心の注意を払ったりする。
- ・月に1回の生活アンケートからの記述をもとに、児童生徒の悩みや困っていることに迅速に組織的に対応し、些細なことでも見逃さない。

7. 気づいた情報を確実に共有する取組

- ・いじめやいじめに繋がるような行為を受けた児童生徒からの情報を受けた教職員は、生徒指導担当、学年主任、管理職へ情報の報告・連絡・相談・確認を行う。
- ・いじめと判断されるかどうかの部会の開催が必要とされる場合は、隨時、臨時生徒指導・教育相談部会を開き、今後の対策を練っていく。

〈早期解消に向けての取組〉

【基本姿勢】

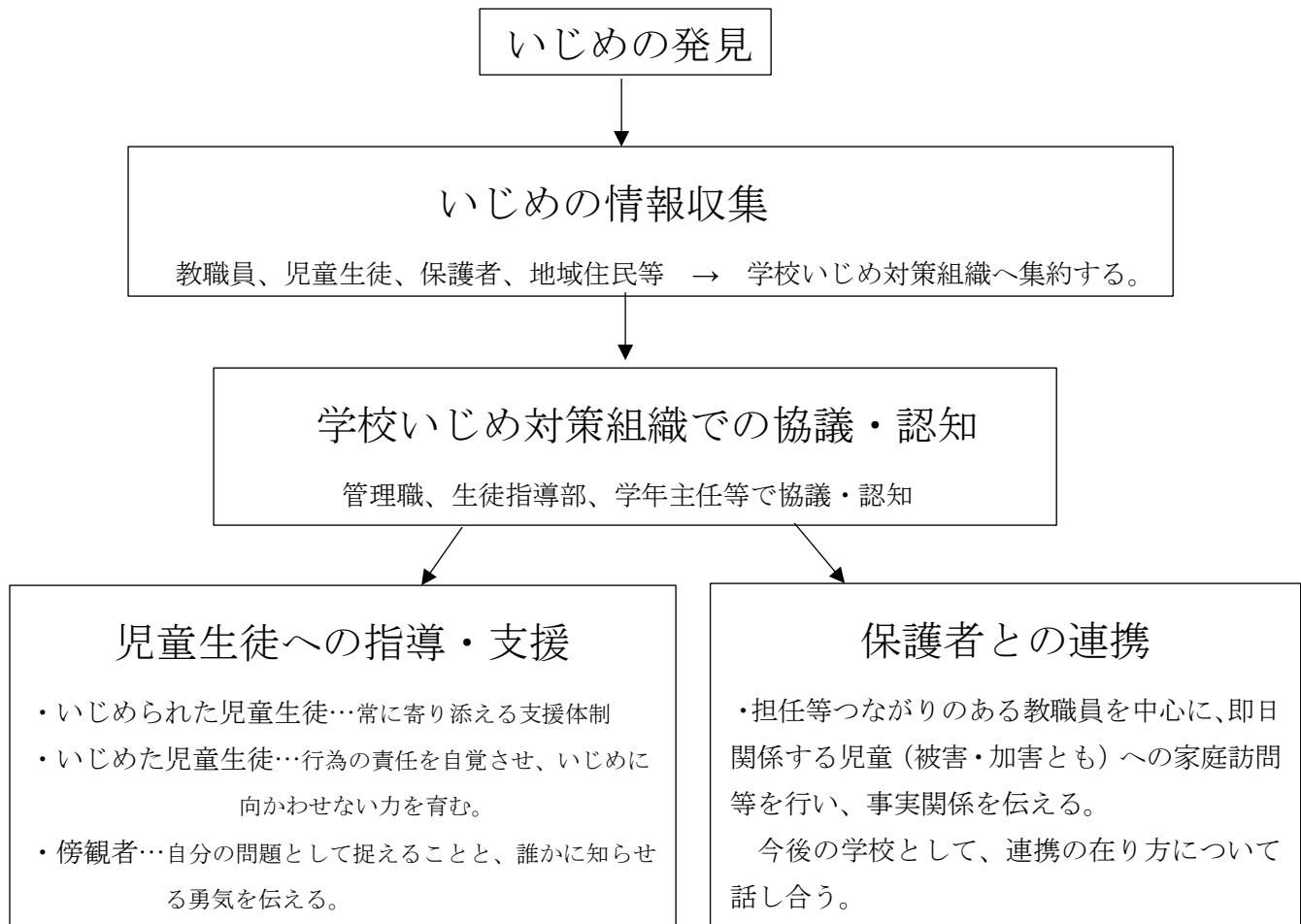
いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早急に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ・学級担任が抱え込むことのないように、学年や管理職を巻き込み、組織的に対応する。
- ・いじめられている児童生徒と保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

- ・「いじめ第一報」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。
- ・いじめた児童生徒に対しては、行為の善悪をしつかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ・法を犯す行為については、早期に教育委員会（必要なら警察）に相談して協力を求める。
- ・単に謝罪をもって安易に解消とせず、以下の2つの要件をもっていじめ解消を判断する。
 - ① 少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめが解消した後でも、保護者と継続的に連絡を取り合う。

VI いじめに対する措置

1. いじめの発見から解決までの流れ



2. いじめの被害者、その保護者への支援

(1) 被害者児童生徒への支援

- ・被害児童生徒に「いじめられている側には問題ない」という意識をもたせ、学校全体で守ることを約束し、安心して学校生活が送れるようとする。

(2) 保護者への支援

- ・担任及び管理職が家庭訪問などを行い、いじめの実態と対応策等を説明する。
- ・被害児童生徒が、安心して学校生活が送れるよう約束をする。

3. 加害者、その保護者への助言

- ・いじめを行った児童生徒から事実確認をしたら、迅速に保護者に連絡を行い、いじめた事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、その後の対応について保護者に協力を求める。
- ・加害児童生徒への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。してしまった行為についてはその責任を自覚させるようにする。いじめの背景にも目を向け、今後の健全な人格形成へと結びついた指導も行っていく。

4. いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

- ・該当児童生徒に対して、いじめを見過ごすことがなぜ悪いのかを理解させ、どのような態度をとればよかったですのかを考えさせる。
- ・状況に応じて、個別に指導したり保護者に状況報告をしたりすることで、「いじめをしない、させない」気持ちを育していく。

5. 関係機関との連携

- ・状況に応じて、市教育委員会や警察署などの機関と連携して対応する。

VII いじめ防止対策の組織

1. 目的

いじめへの対応は、校長を中心として全教職員が一丸となった協力体制で取り組んでいかなければならない。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むものではなく、「生徒指導・教育相談部会」でその情報を共有し、組織的に対応していくものである。なお、重大な事態への対応が必要な場合はこの部会が中心となり、必要に応じて学校医・学校評議員やスクールカウンセラー等の地域の方や専門家の参加を要請する。

2. 組織（生徒指導・教育相談部会）の構成

校長・副校長・教頭・生徒指導主事・生徒指導主任・第1～第3ステージリーダー・7、8、9年生徒指導担当

3. 役割

- いじめの未然防止に向けた取組に関すること
- いじめの早期発見のための取組に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめに関する教職員研修、児童生徒向け講習会等に関すること

4. 役割に応じた対応

- 校長・教頭
- ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを發揮すること

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成すること
- ・学校通信やweb ページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信をすること
 - 教務主任
- ・授業中における生徒指導の推進など、教育課程の質的管理を行うこと
 - 生徒指導主事・生徒指導主任
- ・いじめに関する学年の状況報告、「自分・友だち調査」の集約等を行うこと
 - 学年生徒指導・教育相談主任
- ・いじめに関する学年の状況報告、「自分・友だち調査」の集約等を行うこと
- ・いじめ防止活動の学年の取組の提案・報告を行うこと
 - 教育相談主任
- ・教育相談実施状況の報告を行うこと
- ・気になる児童への対応の提案を行うこと
- ・スクールカウンセラーとの調整役となり、スクールカウンセラーからの報告を行うこと
 - 養護教諭
- ・心と体の両面より児童を状況の報告を行う。
- ・保健室等で特に気になる児童の情報提供を行う。
 - スクールカウンセラー（必要に応じて）
- ・校内の児童生徒・保護者からの相談業務を行うこと
- ・相談業務報告書を作成し、必要に応じて教育相談主任と部会への報告の有無を確認すること

VIII. インターネットを通じて行われるいじめの対応

(1) いじめ防止取組（未然防止）

(ア) 情報モラル教育の推進

- 情報モラル教育によって、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせる。
- インターネットを安全かつ効果的に活用するために、判断力・自制力・責任能力・想像力の4つのメディアリテラシーを身に付けさせるよう、各教科で計画的に取り組む。

(イ) 講習会等の活用

- 情報モラル講習会を開催し、外部講師から最新情報等を受け取ることで、実際のインターネット活用方法を理解させる。

(2) 早期発見の取組

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

(ア) 事実の確認

○被害児童生徒本人及び保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者的心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、書き込みの実態を把握する。

(イ) 対応方針の検討

○「いじめ防止対策委員会」で実態報告や対応方針を検討する。

(ウ) 児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応（不安の共感的理）解）、加害児童生徒への対応（書き込み者がわかっている場合）、周囲の該当児童生徒への指導（必要と判断した場合）等、現実の学校生活等における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

(エ) 保護者への対応

○学校としては、教育委員会からでているきまりの「原則的に子どもに携帯を持たせない」ということをあらかじめ知らせている。そのため、生徒同士のSNSトラブルに関しては、保護者同士での話し合いでの解決を勧める。

(オ) インターネット上の対応

○書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させる。しかし、特定できなかった場合には、被害児童生徒または学校が削除依頼をする。

(カ) 事後の経過の確認

○書き込みを削除できた場合でも、再び書き込まれる恐れがあるので、被害児童生徒の心のケアをするとともに、その後の書き込み状況も継続して確認する。

IX 重大事態への対応

1. 重大事態と認め、対処を行う

○重大事態の発生を判断する主体は、学校いじめ対策組織である。

○重大事態と認め、対処を行う場合

- ・いじめにより、児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時（児童生徒による自殺等が発生した、または自殺を企図した場合）
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時（年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する）
- ・児童生徒や保護者から重大事態の申し出があった時

2. 重大事態の発生報告

○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会を通じて、市長まで重大事態が発生した旨を報告する。

3. 調査組織の設置

○重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断を教育委員会が行う。

○太田市では、原則として学校が主体となり、学校いじめ対策組織に、第三者と教育委員会担当を加える体制となる。

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行える構成とする。
 - 第三者は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者である。
 - 第三者については、教育委員会が選定し、学校に派遣する。

4. 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

- 調査実施前に被害児童生徒・保護者と、加害児童生徒・保護者、教職員に対して以下の①～⑥の事項について説明するとともに、調査に関する意見を適切に聴き取る。
 - 被害児童生徒・保護者の意見により、誰に何を聴き取るか等を明確にした諮問書を作成する。
 - 説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合があるが、太田市では、原則として校長と教育委員会担当が行う。

- ① 調査の目的・目標
 - ② 調査主体
 - ③ 調査時間・期間
 - ④ 調査事項・調査対象
 - ⑤ 調査方法
 - ⑥ 調査結果の提供

※重大事態への対処（①～⑥）は、半年から1年かかる

5. 調査の実施・報告書作成

- 被害児童生徒・保護者、他の在籍する児童生徒、教職員に対して、アンケート調査や聴き取り調査等を行い、いじめの事実関係を把握する。
 - 聴き取り調査については、聴取対象ごとに聴取内容を明確にした聴取シートを作成して行う。
 - 被害児童生徒・保護者等には調査経過報告を隨時行う。
 - 事実関係調査結果・対応結果、再発防止等をまとめた報告書を作成する。
 - 調査により把握した情報の記録は、少なくとも5年間保存する。
 - 学校いじめ対策組織に第三者を加えた第三者委員会を定期的に開催し、協議を行う。
 - 第三者委員会の企画・運営は、学校が主体となって行う。(毎月開催し、10回程度開催が必要)

6. 調査結果の報告・説明

- 重大事態の調査結果を示された教育委員会及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、市長に対して報告・説明する。
 - 調査結果を市長に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。教育委員会及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝える。
 - 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。
 - 加害者側への情報提供に係わる方針について、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。
 - 調査結果の報告・説明に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、情報公開条例等に照らして判断する。